

桑名市選挙管理委員会告示第13号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、桑名市選挙管理委員会規程（平成16年桑名市選管告示第1号）第13条の規定により、委員長において専決処分することができる委員会の権限に属する事件を次のとおり定める。

令和7年6月24日

桑名市選挙管理委員会委員長 古賀立

専決処分することができる事件

公職選挙法第38条第1項の規定による投票立会人及び同法第48条の2第5項の規定において読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による期日前投票立会人が正当な理由により職を辞する場合において、その承認を与えること及びこれに伴い新たに選任すること。